

## やいたブランド認証事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内にある優れた農林水産物や商品のブランド化を実施し、販路の拡大等により地域経済の活性化と市のイメージアップを図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 「やいたブランド」とは、市内で生産・加工された農林水産物及び商品について、やいたブランド認証審査会が認証基準に基づき審査し、市長がやいたブランドとして認証した農林水産物や商品をいう。

### (認証審査会の設置)

第3条 市長は、やいたブランドの認証申請に基づき、やいたブランドの認証の可否、やいたブランド認証マークの選定に関する審査を適正かつ公正に行うためやいたブランド認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (認証基準)

第4条 やいたブランドの認証基準は、市長が別表により定めるものとする。

### (認証の対象)

第5条 認証の対象となるものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物又はそれらを原材料として加工された商品
- (2) 市内の工場などで製造又は加工、企画、開発された工業製品等
- (3) その他市長が特に認めるもの

### (認証の申請及び募集期間)

第6条 やいたブランドの認証申請は年2回程度とし、期間を定めて募集するものとする。

### (認証の申請資格)

第7条 やいたブランドの認証申請ができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 物品の生産・加工・販売について法令等に違反していないこと。
- (2) 責任者や責任の所在が明確であり、第三者からの苦情や要望等に対する処理体制が確立されていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 市内に事業所を有し、そこで1年以上事業を営んでいる法人又は個人であること。

(認証の申請)

第8条 認証を受けようとする者は、やいたブランド認証申請書（別記様式第1号）及びやいたブランド認証に係る誓約書（別記様式第2号）に必要書類を添付し、審査会に申請するものとする。

(認証の決定等)

第9条 市長は、審査会からの具申に基づき、ブランド候補品について可否を決定するものとする。

- 2 認証を決定したときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対して、やいたブランド認証書（以下「認証書」という。）（別記様式第2号）を交付するものとし、認証しないときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(認証マークの使用)

第10条 認証を受けた農林水産物又は商品は、やいたブランドの認証マークを使用できるものとする。

- 2 認証マークに関する募集、デザイン、規格、使用方法等については、市長が別に定めるものとする。

(認証の有効期間)

第11条 認証の有効期間は、認証書の交付日から起算して3年間とする。

(認証事業者の責務等)

第12条 認証事業者は市長の指示その他この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意するものとする。

- (1) 認証品について、消費者や流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- (2) 認証品の計画的な生産・販売に努めること。
- (3) 認証品について、市長がこの要綱の実施のために必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

(認証の更新)

第13条 認証の更新をしようとする者は、認証の有効期間満了の1月前までに、やいたブランド認証更新申請書（別記様式第3号）を審査会に提出するものとする。

2 市長は、認証の更新を認めたときは、有効期間を変更した認証書を交付するものとする。

(認証内容の変更)

第14条 認証を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合には、やいたブランド認証事項変更報告書（別記様式第4号）により、遅滞なく市長に報告するものとする。

- (1) 認証を受けた者の所在地若しくは住所又は名称若しくは代表者の氏名に変更が生じたとき。
- (2) 製品に使用する原料等を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認める事項が生じたとき。

2 市長は、認証事項の変更を認めたときは、内容を変更した認証書を交付するものとする。

(認証の取消し)

第15条 市長は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、認証

を取り消すことができるものとする。ただし、認証を受けた者の責めに帰さない理由による場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) ブランドの製造又は加工を中止したとき。
- (3) 認証基準に適合しないと認められるとき。
- (4) その他ブランドの信用を著しく傷つける行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消した場合には、速やかに認証を受けた者に通知するものとし、認証を取り消した場合には、当該認証を受けた者からの申請を受け付けないことができる。

(損害に対する責任)

第16条 市長及び審査会は、やいたブランドに関するいかなる損害に対してもその責任を負わないものとする。

(事務処理)

第17条 この要綱に関する事務処理は、商工観光課が行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。